

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	九州財務局長
【提出日】	平成22年9月1日
【会社名】	株式会社トランスジェニック
【英訳名】	TRANS GENIC INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福永 健司
【本店の所在の場所】	熊本県熊本市南熊本3丁目14番3号
【電話番号】	(096)375-7660（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 坂本 珠美
【最寄りの連絡場所】	熊本県熊本市南熊本3丁目14番3号
【電話番号】	(096)375-7660（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 坂本 珠美
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 （行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 19,360,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額 1,419,360,000円 （注）行使価額が修正または調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	20,000個
発行価額の総額	19,360,000円
発行価格	1個につき968円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成22年9月17日（金）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	株式会社トランスジェニック 経営企画部
払込期日	平成22年9月17日（金）
割当日	平成22年9月17日（金）
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 熊本支店

(注) 1 株式会社トランスジェニック第2回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）は、平成22年9月1日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。

3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正 条項付新株予約権 付社債券等の特質	<p>1 本新株予約権の目的となる株式の総数は20,000株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。）は1株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇または下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</p> <p>2 行使価額の修正基準 本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額（1円未満の端数を切り上げる。）が、当該効力発生日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、当該金額に修正される。</p> <p>3 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</p> <p>4 行使価額の下限 38,997円（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定を準用して調整されることがある。）</p> <p>5 割当株式数の上限 20,000株（発行済株式総数に対する割合は18.3%）</p>
----------------------------------	---

	<p>6 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限 774,900,000円(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額、但し、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。)</p> <p>7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</p>
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定の無い、当社における標準となる株式であり、単元株制度は採用していない。)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 本新株予約権の目的である株式の総数は、20,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は1株とする。)但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本項(2)号の行使価額(ただし、第2項及び第3項によって修正または調整された場合は、当該修正または調整後の行使価額)に交付株式数を乗じた金額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株あたりの金銭の額は、当初68,090円とする(以下「行使価額」という。)</p> <p>2 行使価額の修正</p> <p>本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)の直前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。</p> <p>3 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合。

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日(但し本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

	<p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>1,419,360千円 行使価額が修正または調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する可能性がある。 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する可能性がある。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を交付する場合の株式1株の払込金額 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の払込金額は、行使請求にかかる各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求にかかる各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金に関する事項 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>平成22年9月17日から平成24年9月17日までとする。</p>
<p>新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所</p>	<p>1 本新株予約権の行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2 本新株予約権の行使請求取次場所 該当事項なし</p> <p>3 本新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 熊本支店</p>

新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の行使に際して出資された金額の累計額が1,400,000,000円を超えることとなる場合は、当該本新株予約権の行使はできない。</p> <p>本新株予約権の行使請求の効力発生日の直前取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が43,330円(以下「下限価額」といい、別記「新株予約権の行使時の払込金額欄」第3項の規定を準用して調整される。)を下回る場合は、当該本新株予約権の行使はできない。</p> <p>また、各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合(いずれかの取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値が92,850円を上回った場合を含むが、これに限定されない。)は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり968円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 2 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり968円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。 3 本新株予約権の発行後、いずれかの取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値が当該時点で有効な下限価額を下回った場合には、本新株予約権者は、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権の全部または一部の取得を請求することができる。当社は、当該取得請求にかかる書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権1個あたり968円の価額で、当該取得請求にかかる本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

(注) 1 本新株予約権の発行により資金調達をしようとする理由

当社は、平成22年3月期において積極的な収益構造の見直しを図り、遺伝子破壊マウス事業、試薬販売事業においては大きく経常利益を向上させ、抗体事業においては、癌マーカー等の診断薬に結び付く有望なシーズの開発・特許成立が実現しましたが、さらなる事業基盤の強化を推進し、企業価値を高めることを検討しております。事業基盤強化については、遺伝子破壊マウス作製受託の事業拡大およびラットなど取扱動物種の導入の検討を行い、収益基盤の強化を図ります。

そのため、動物飼育設備の拡充および作業効率化のための機器購入等の設備投資、ヒト化マウス技術および遺伝子破壊ラット作製技術導入に関する研究開発の推進などを検討しております。

また、上記の事業拡大および研究開発活動を効率的に推進することを目的としたM & A、資本・業務提携を積極的に行い、これらの活動を通じて「TG Resource Bank[®]」の海外販路拡大による売上拡大と同時に海外企業が保有する遺伝子資源の国内製薬企業への販売も充実させる方針です。

一方、抗体事業においては、膵がんマーカーをはじめとする、がんマーカーの研究開発活動を推進中であり、国内のみならず今後は海外へ向けて、GANP[®]マウスおよびがんマーカーのライセンス展開などを計画しております。以上のような事業計画を迅速に実行するため、機動的で、かつ既存株主の利益を十分に配慮した資金調達が必要であると判断し、今回の新株予約権の発行を決定いたしました。

2 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社がマッコーリー・バンク・リミテッド（以下「割当予定先」といいます。）に対し、行使価額修正条項付き新株予約権を第三者割当ての方法によって割当て、割当予定先による新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、以下の内容を含むコミットメント条項付き第三者割当て契約を締結いたします。

当該契約に基づき、当社は、割当予定先に割当てた行使価額修正条項付き新株予約権について、当社の判断に基づき、当社が指定する数の本新株予約権を行使するよう、割当予定先に対して指図を行うことができます。

割当予定先は、かかる指図を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、指定された数の本新株予約権を、当該指図を受けた日から20取引日の期間（以下「行使義務期間」といいます。）中に行使することを確認します。ただし、当社に未公表の重要事実等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生している場合、政府、所轄官庁、規制当局（日本国外における同様の規制等当局を含む。）、裁判所又は金融商品取引所その他の自主規制機関の指示に基づく場合、割当予定先等が関係法令を遵守するために制定した社内規則を遵守するために必要な場合、行使後における割当予定先の当社株式保有比率が適用法令を遵守するために必要な上限を超える場合、当社が表明保証した事項に変更が生じた場合等、割当予定先の権利行使を困難とする一定の事由が生じている場合には、行使義務期間は延期され、上記事由が解消してから3取引日を経過した日から起算して20取引日が行使義務期間となります。また、当該行使義務期間中、取引所における当社普通株式の終値が下限価額を一度でも下回った場合、割当予定先は当該指図に基づく本新株予約権の行使義務を負いません。

当社が割当予定先に対し、一度に本新株予約権の行使を指図できる数には上限が定められています。一度に行行使を指図することができる本新株予約権の数は、当該指図に基づく本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数が、当該指図の前日までの1ヶ月間又は3ヶ月間の取引所における当社普通株式の1日当たり平均売買高数のいずれか少ない方の50%相当分を、当該行使後における割当予定先の当社株式保有比率が、適用法令を遵守するために必要な上限（発行済株式総数の9.99%、発行済普通株式の5%）、または後記「第3 第三者割当ての場合の特記事項 1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載された行使制限に定める上限のうち、いずれか少ない方を超えない限度に制限されます。また、当社が割当予定先に対して複数回の指図を行う場合には、前回の指図を行った日から起算して20取引日以上の間隔を空けることとされています。

さらに、当社に未公表の重要事実等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合、過去に行行使された本新株予約権の行使価額の累計額と、新たに行行使される本新株予約権の行使価額の合計が上限金額14億円を超える場合などの一定の場合には、当社はかかる指図を行うことはできません。なお、当社は、上記の指図を行った場合、その都度プレスリリースを行います。

当社はまた、本新株予約権の全部又は一部につき、当社の判断に基づき、割当予定先が権利行使を行うことができない期間（行使可能期間のうち最後の2ヶ月間を除く）を設定することができます。

また、より有利あるいは効果的な調達方法がある場合、当該調達方法に変更するための手段として、当社がいつでも行使することが可能な権利としてコール・オプションが付されており、当社はその行使水準を発行決議時株価の150%以上と設定しております。

なお、当社は、割当予定先との間に締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に基づき、本新株予約権の権利行使期間の満了日（但し、当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には当該行使が完了した日、発行会社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、コミットメント条項付き第三者割当て契約が解約された日、のうちいずれか先に到来する日）から12カ月が経過するまでの間、当社が第三者に対し当社普通株式に転換可能な新株予約権その他の証券または権利（以下、本項において「新株予約権等」といいます。）を発行する場合（当社従業員を対象とするストックオプションを除く）には、当社が当該第三者に対する新株予約権等の発行に合意する前に、割当予定先に対して、同条件にてその予定する発行額の全部または一部について、引受け又は購入する意図があるかどうかを確認することを合意する予定です。割当予定先が当該新株予約権等の引受け又は購入を望む場合には、当該第三者の代わりに又は当該第三者に加えて、割当予定先に対して同条件にて新株予約権等を発行します。

コミットメント条項付き第三者割当て契約においては、不可抗力により契約の履行が困難となったとき、当社が表明保証した事実と誤りがあり又は当社が誓約や合意に違反した場合等、一定の条件のもとで、割当予定先による解約を可能とし、割当予定先がコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた前提条件に満足しない場合、当社の表明保証に誤りがあった場合・後発的事情で不正確になった場合、または誓約・合意違反の場合には、割当予定先は、当社に通知することにより本新株予約権の一部又は全部の取得を請求することができる旨、かかる請求を受けた場合、当社が本新株予約権1個あたり968円の価額で当該本新株予約権を取得するとともに、割当予定先に生じた損失を賠償する旨を合意する予定です。

また、本新株予約権の発行要項第13項に基づき、過去に行使された本新株予約権の行使価額の累計額と、新たに行使される本新株予約権の行使価額の合計が上限金額14億円を超える場合、当該権利行使は制限され、累計で14億円を超過することとなる分の本新株予約権は行使できないこととされています。また、本新株予約権の行使請求をしようとする直前取引日において、取引所における当社普通株式の普通取引の終値が下限価額を下回る場合には、当該権利行使を行うことはできません。

さらに、本新株予約権の発行要項第14項第(1)号に基づき、当社がいつでも行使することが可能な権利としてコール・オプションが付されており、当社はその行使水準を発行決議時株価の150%以上と想定しております。なお、当社がコール・オプションを行使した場合でも、割当予定先は、当社取締役会が指定する本新株予約権の取得日の前日までは、本新株予約権を行使することができます。

一方、本新株予約権の発行要項第14項第(3)号に基づき、本新株予約権の行使期間中、取引所における当社普通株式の終値が本新株予約権の下限価額を下回った場合には、割当予定先は、当社に対して本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより本新株予約権を取得します。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は今回の資金調達にあたり、金融機関からの借入調達につきましても検討いたしました。与信枠や借入コストの観点からこれを断念せざるを得ませんでした。また、公募増資による新株の発行は、資金調達が一時に可能となりますが、同時に将来の1株当たり期待利益の希薄化をも一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられることや、現在の市場の状況や時間的なコスト等を考慮した結果、今回の資金需要には最適ではないと判断しました。

今回の行使価額修正条項付き新株予約権の第三者割当てによる資金調達方法は、当社が新株予約権の行使の数量及び時期を相当程度コントロールすることができるという特徴をもっており、株価の動向等を勘案しながら機動的に資金を調達することができるため、既存株主の利益への影響を抑えながら、自己資本を増強することが可能であることから、他の資金調達手段と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点における最良の選択であると判断し、これを採用することを決定いたしました。

(3) 本スキームの特徴

本新株予約権による資金調達スキームには、以下のような長所および短所があります。

[長所]

資金需要の発生時期及び金額に合わせて、当社が割当予定先に新株予約権の行使の数と行使の時期を指定することができるため、機動的な資金調達が可能であり、かつ希薄化による株価への影響を相当程度抑えることが可能である。

本新株予約権の目的である当社普通株式数は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の規定に基づく行使価額の調整が行われない限り、行使価額の修正に関らず20,000株で一定であり、希薄化率は、最大でも18.3%までに制限される。また、上限行使価額はないが、本新株予約権の行使により払い込まれる行使価額の総額には上限金額(14億円)が設定されるため、株価が上昇し、行使価額が上昇すれば、行使により発行される新株の株式数は20,000株より少なくなり、希薄化を抑制できる。

一度に本新株予約権の行使を指図できる数には上限(指図日の前日までの1ヶ月間又は3ヶ月間における当社普通株式の1日当たり平均売買高数のいずれか少ない方の50%)があるため、株価に対する一時的な影響を抑えることができる。

当社は、割当先との間に締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約において、本新株予約権の全部又は一部につき、割当先が行使することができない期間(行使可能期間のうち最後の2ヶ月間を除く)を指図することができる旨を合意する予定であり、株価動向等を勘案して行使をコントロールすることができる。

株価が上昇し、有利あるいは効果的な調達方法の選択が可能な場合、当社はコール・オプションを行使することで、有利あるいは効果的な調達方法を選択し実行することができる。

[短所]

株価の下落により行使価額が下方修正されれば、資金調達額が減少する。

株価が下限価額を下回る場合、割当予定先は当社に対して本新株予約権の発行価額と同額で本新株予約権を買取るよう請求する権利を有することになり、資金調達額が減少する。

当社株式の流動性が低下した場合、一度に本新株予約権の行使を指図できる数が減少することになり、資金調達額が減少する。

[他の資金調達方法との比較]

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるが、同時に将来の1株当たり期待利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きい。

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる「MSCB」)の発行条件及び行使条件は多様化しているが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きい。

行使の制限や制限の解除のみが可能な他の行使価額修正型の新株予約権については、一定期間内に行使すべき新株予約権の数を指図することができず、また、行使価額が修正されない新株予約権については、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難である。

3 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

4 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

該当事項なし

5 その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

6 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

7 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

8 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】
該当事項なし

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,419,360,000	10,000,000	上限1,409,360,000

- (注) 1 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額19,360,000円に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の上限額1,400,000,000円を合算した金額であります。
- 2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
- 3 行使価額が修正または調整された場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額は減少する可能性があります。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記(1)に記載のとおり1,409,360,000円となる予定です。ただし、本新株予約権の行使の有無は本新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正または調整される可能性があるため、現時点において本新株予約権の行使による財産の出資額及びその出資時期は確定したものではありません。

具体的な金額及び使途については、行使による財産の出資がなされた時点の状況に応じて変更される場合があります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
動物施設の拡充	500	平成22年9月～平成24年3月
新技術・研究開発費	100	平成22年9月～平成24年9月
遺伝子破壊マウス事業及び抗体事業における国内外での事業拡大を目的とした事業買収及び資本提携	709	平成22年9月～平成24年3月
ライセンス活動海外展開	100	平成22年9月～平成24年9月

- (注) 1 調達した資金は、支出するまでの期間、当社の取引先銀行の普通預金口座にて保管する予定です。
- 2 新技術・研究開発費の具体的な内容は、現在有する遺伝子破壊マウス技術を発展させ、組織・細胞レベルのヒト化されたマウスの樹立を目指した、よりヒトに近いモデルマウスの作製技術の確立となります。技術確立には、開発期間2～3年を要し、開発費は消耗品及び人件費で約80百万円が必要と見込んでおります。さらに遺伝子改変ラット作製技術の導入を目指します。技術導入には、開発期間約2年を要し、開発費は消耗品及び人件費で約20百万円が必要と見込んでおります。以上のような技術の導入により、製薬会社の薬剤評価の需要及び高等動物での研究需要が見込まれ、売上高の拡大が期待できます。
- 3 遺伝子破壊マウス事業の内容は、遺伝子情報の使用権許諾や遺伝子破壊マウス作製受託などです。
- 4 抗体事業の内容は、抗体製品販売、抗体作製受託、使用権許諾、診断薬に向けた腫瘍マーカーの開発等です。
- 5 計画している事業買収及び資本提携が不調に終わった場合には、自社での海外も含めた事業エリア拡大を推進するために、人員(技術・営業)、設備の確保・拡張に調達した資金を活用いたします。また、計画している調達額が減少した場合には、事業買収及び資本提携の計画・手法について再検討を行います。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	マッコーリー・バンク・リミテッド (英文名 : Macquarie Bank Limited)
	本店の所在地	Level 3, 25 National circuit, Forrest, ACT, Australia 2603
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項なし
	代表者の役職及び氏名	C E O W.R. シェパード (W.R. Sheppard)
	資本金	557,877百万円
	事業の内容	銀行業
	主たる出資者及びその出資比率	Macquarie B.H. Pty Ltd (100%)
b. 提出者と割当予定先との関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項なし
	割当予定先が保有している当社株式の数	該当事項なし
	人事関係	該当事項なし
	資金関係	該当事項なし
	技術又は取引関係	該当事項なし

c. 割当予定先の選定理由

割当予定先は、かねてより当社が展開する遺伝子破壊マウス事業及び抗体事業に関して強い関心を表明しており、今般、割当予定先の投資意欲と当社の資金需要が合致したことから、当社の事業戦略、資金需要の必要性及び時期等をご理解いただいたうえで、今回の資金調達への支援につき割当予定先との間で協議・交渉を行うこととなりました。

当社は、今回の資金調達に際し、割当予定先以外の他社の提案も検討しましたが、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等」の注記第1項に記載の通り、割当予定先の提示した条件が当社及び当社の既存株主の皆様にとって最も有利な内容であると判断し、割当予定先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

マッコーリー・バンク・リミテッド：新株予約権の目的である株式の総数 20,000株

e. 株券等の保有方針

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、コミットメント条項付き第三者割当て契約書において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる予定です。

割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりません。

また、当社と割当予定先は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同施行規則第436条第1項から第5項まで、及び日本証券業協会の定める平成19年5月29日付「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中にM S C B等の買受人の行使により取得される株式数が、M S C B等の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限するよう措置を講じる予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

割当先からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の報告を受けており、割当先の直近の財務諸表等から、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先は、オーストラリア金融庁監督下の銀行であり、S & P及びMoody's社の格付けはそれぞれ、A・A - 1であります。また、割当予定先は、暴力団等とは関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要であります。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定のコミットメント条項付き第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関（株式会社ブルータス・コンサルティング）に依頼しました。当該評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付されたコール・オプション及び行使指定権、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について、当社及び割当予定先へのヒアリングを基に一定の前提を置き、評価を実施しております。

なお、当社に付されたコール・オプションは、発行要項上いつでも行使することが可能な権利とされております。当社は、株価が一定程度上昇した場合、コール・オプションを行使するものと想定しており、当該評価においてはその水準を発行決議時株価の150%以上と設定しております。

また、割当予定先の行動については、当社が行使指定を行い、それを受けて行使をするものと想定しております。当社からの行使指定は、資金調達目的から、可能な限り必要な量の行使を指定するものとし、評価上は、発行個数である20,000個を権利行使期間の24ヶ月で除して得られる個数を目安に、20取引日に1度約800個ずつ行使指定をするという前提を置いており、割当予定先の売却行動に関しては、当社の流動性を鑑み、本新株予約権の権利行使期間が2年間であることから、直近2年間の平均売買出来高を参考に約40株程度を目安として日々売却していく前提を置いております。当該前提については、将来の売買出来高を客観的に算定する評価モデルが確立していないことに鑑みますと、現在の流動性が将来においても継続するという前提を採用することで不合理ではないと、当社及び割当予定先と検討を重ね判断しております。なお、将来の株価の推移によっては、全ての行使が終了しない可能性もあります。また、割当予定先にはプット・オプションが付されており、割当予定先に当該権利の行使可能性をヒアリングしたところ、当該権利は当社がデフォルトする見込みが高まった時に行使するものと想定しているとの説明を受けておりますが、当社は継続企業を前提として評価を依頼しているため、プット・オプションの行使の可能性は評価に織り込んでおりません。当社は、上記前提条件を基に算出された結果を参考として、本新株予約権1個の払込金額を金968円としました。また、当初行使価額は、平成22年9月1日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を10%上回る額としました。

なお、当社監査役全員も、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利ではないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権が全て行使された場合の新規発行株式は20,000株となり、発行済株式に係る議決権の総数である109,075個を分母とする希薄化率は18.3%となる見込みです。

しかしながら、当社は、別記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券 (2) 新株予約権の内容等」の注記第1項に記載の通り、本新株予約権の発行による資金調達により、当社の主力業務である遺伝子破壊マウス事業及び抗体事業への投資を行い、業容拡大と企業価値の向上を実現してゆく予定であり、将来的に増大することが期待される収益力との比較において、希薄化の規模は合理的であると判断しました。

なお、将来何らかの事由により資金調達の必要性が薄れた場合、または新株発行に代る新たな資金調達手段が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を買入取得できる条項を付することで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項なし

5【第三者割当後の大株主の状況】

（平成22年3月31日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に対する 所有議決権数の 割合
井出 剛	熊本県熊本市	2,580	2.36%
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	1,350	1.23%
村田 英造	川崎市高津区	1,203	1.10%
大阪証券金融株式会社	大阪市中央区北浜2-4-6	1,185	1.08%
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	1,090	0.99%
上永 智臣	熊本県八代市	954	0.87%
張本 進	新潟市東区	880	0.80%
深津 英明	愛知県豊明市	804	0.73%
佐賀 芳行	川崎市多摩区	800	0.73%
中村 英幸	鹿児島県鹿児島市	722	0.66%
計		11,568	10.61%

（注）今回の新株予約権の募集分については長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した持株数及び持株比率を算定しておりません。なお、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合、割当予定先に係る「割当後の所有株式数」は、20,000株、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、15.49%となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項なし

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項なし

8【その他参考になる事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2【統合財務情報】

該当事項なし

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第12期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第12期）の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、平成22年6月25日付で臨時報告書を提出しております。

その報告内容は下記のとおりであります。

1 提出理由

当社は、平成22年6月23日開催の当社第12期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成22年6月23日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役1名選任の件

坂本珠美氏を取締役に選任するものであります。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

光安直樹氏及び久保田明氏を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	63,708	1,153	0	(注)2	可決(98.22%)
第2号議案	63,281	1,574	0	(注)1	可決(97.57%)
第3号議案				(注)1	
光安 直樹	63,505	1,341	0		可決(97.93%)
久保田 明	63,339	1,507	0		可決(97.68%)

(注)1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び当該出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月24日 九州財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第13期 第1四半期)	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	平成22年8月12日 九州財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月23日

株式会社トランスジェニック

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 磯俣 克平

指定社員
業務執行社員 公認会計士 竹之内 高司

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トランスジェニックの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トランスジェニック及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年4月17日付で株式会社果実堂の株式を追加取得し、関連会社としている。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社トランスジェニックの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社トランスジェニックが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月5日

株式会社トランスジェニック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 磯俣 克平 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹之内 高司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トランスジェニックの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トランスジェニック及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データは自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月24日

株式会社トランスジェニック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 磯俣 克平

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹之内 高司

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トランスジェニックの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トランスジェニック及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象の1に記載されているとおり、会社の連結子会社である株式会社果実堂に関し、平成22年5月10日付で会社の取締役が同社の取締役を辞任したことに伴い、同社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合には該当しないこととなったため、翌連結会計年度においては、同社の子会社である株式会社果実堂ファームとともに、連結の範囲から外れることとなった。
2. 重要な後発事象の2に記載されているとおり、会社は、平成22年6月11日開催の取締役会において、保有する株式会社果実堂の株式の一部譲渡について決議し、同日付で譲渡している。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社トランスジェニックの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社トランスジェニックが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月10日

株式会社トランスジェニック
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 磯俣 克平 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹之内 高司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トランスジェニックの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トランスジェニック及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データは自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月23日

株式会社トランスジェニック

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 磯俣 克平

指定社員
業務執行社員 公認会計士 竹之内 高司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トランスジェニックの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トランスジェニックの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年4月17日付で株式会社果実堂の株式を追加取得し、関連会社としている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月24日

株式会社トランスジェニック

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

磯俣 克平

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

竹之内 高司

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トランスジェニックの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トランスジェニックの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成22年6月11日開催の取締役会において、保有する株式会社果実堂の株式の一部譲渡について決議し、同日付で譲渡している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。